

基本方針

1. 社会福祉法人八陽会

これからも福祉サービスの担い手として社会福祉法人の役割を果たしていけるよう邁進して参ります。更なるガバナンスの強化・財務規律強化・経営情報の開示・地域における公益的な取り組みの実現やBPCを確立・生産性向上に向け役員・職員で取り組んで参ります。

- ① 理事・評議員の牽制機能の充実
- ② 介護人材の確保
- ③ 令和6年度に「くるみん」取得に努める
- ④ 令和9年度福祉充実計画終了を踏まえ、地域貢献事業をより充実させ公益的な取り組みを行う
- ⑤ 一般事業主行動計画を周知し、不隨する取組をより強化出来るよう体制・規程等の見直しを図り啓発していく（従業員101名以上の企業には、行動計画の策定が義務付けられています）
- ⑥ 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画を周知していく。
- ⑦ いかなる状況においても業務を継続、中段した場合には可能な限り短い期間で復旧させる為の方針・体制・訓練等に取り組む

(1) 次世代育成支援の取り組み

生活と仕事の調和（ワークライフバランス）を図ることを目的とし、職員ひとり一人が意識をもって取り組んでいけるよう啓発する。

- ① 休暇取得の為の取り組みとし、計画的有休の付与・連続休暇を継続
- ② 労働時間縮減の取り組みとし、時間単位の有給取得及びノーカーク業デイを普及（毎週火曜日）
- ③ 休暇取得、労働時間に対する意識改革を目的とし、部署による勤務管理を継続し定期的に学習会を開催
- ④ 子育て支援の一つとして、令和3年度から継続し「くるみん」を取得に向け広く周知していくよう学習会やパンフレット配布等を実施

(2) 資格取得支援の取り組み

職員がキャリアアップし質の向上を図る事を目標としています。介護職員は、処遇改善加算Ⅰを算定している場合、キャリアパス要件は義務づけられています。八陽会では、資格取得者をサポート・応援して行きます。

- ① 学習支援とし、各種研修を閲覧する
- ② 時間的支援とし、資格受講・受験日の勤務調整を行う。
- ③ 経済的支援とし、介護支援専門員の更新研修費用支給。資格取得の為の受講料の貸付（介護実務者研修等）。又、処遇改善による資格手当支給（介護福祉士・介護支援専門員・初任者研修・看護師）。認知症介護基礎研修の受講を実施していく。
- ④ 資格取得後、祝品を支給

(3) 地域貢献事業

① 社会貢献

- ・経済的支援 (法人減免)
- ・介護予防教室

② 地域交流

- ・新田城祭り手伝い
- ・大館地区体育祭手伝い
- ・ちびっこ相撲

③ 人材育成・人材派遣

- ・専門学校への講師
- ・シニアはつらつポイント
- ・ボランティアの受け入れ
- ・実習生受け入れ

(4) 修光園行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～ 令和8年 3月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得促進をし、全職員の年次有給休暇取得日数を1人あたり年間6日以上とする。

<対策>

- 令和3年10月～ 現状の取得率の算出、管理者などへの現状報告
- 令和4年 4月～ 年次有給休暇取得促進のためのリーフレットの作成及び周知

目標2：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性：・・・取得率 7%以上

女性：・・・取得率 80%以上

<対策>

- 令和4年1月～ 男性も育児休業を取得することが可能であることを周知するため、管理者向け・従業員向けのリーフレットを作成する。
- 必要に応じて外部講師（顧問社労士）を招き、管理者向け講習会を行う。

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
社会福祉法人 八陽会 行動計画

両立支援制度を充実させ、誰もが個々の能力を十分に発揮できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年3月1日～ 令和10年 2月 28日までの 5年間
2. 内容

目標1：育児休業または子の看護休暇習得促進を図り、制度利用率80%以上とする。

<取り組み内容>

- 令和5年3月～ 制度に関する要点をまとめたパンフレット等を作成し、提示等により周知する。

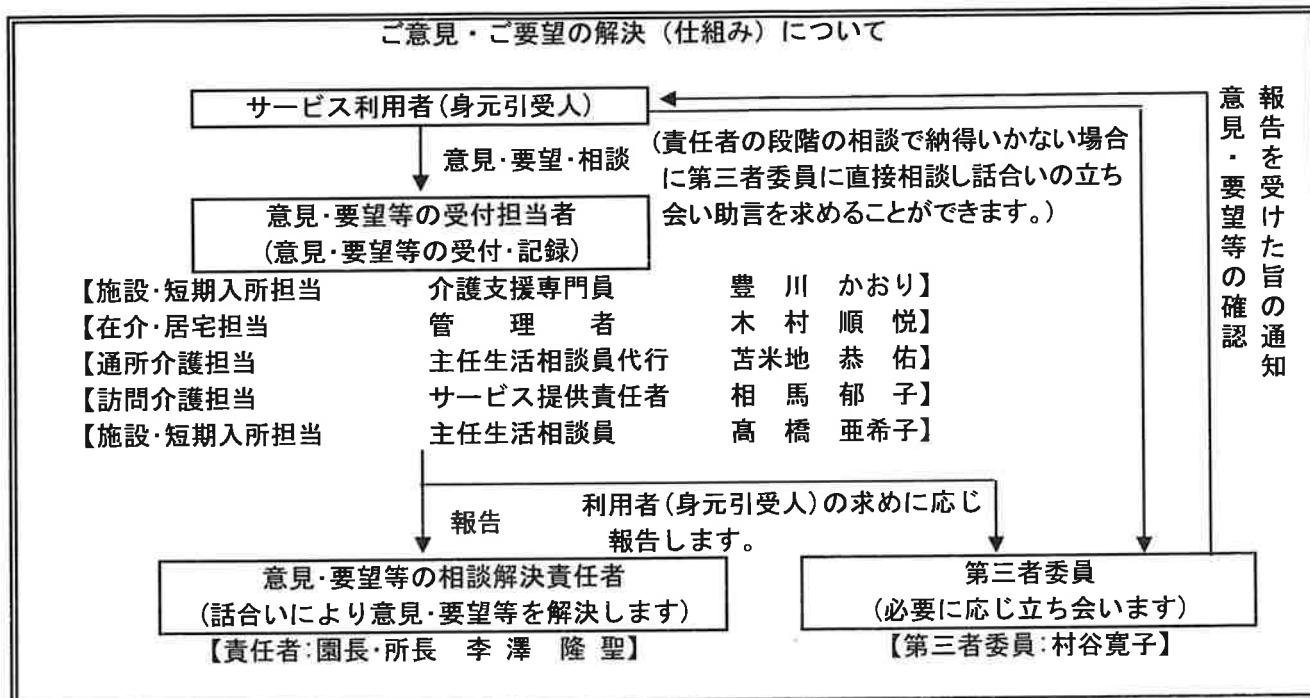
<対策>

- 令和5年3月～ 相談窓口を設置し、チラシの提示等により周知する。

社会福祉法人 八陽会 苦情受付について

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情解決責任者 園長 李澤 隆聖
- 苦情受付窓口 各事業所の下記担当者
- 第三者委員 村谷 寛子
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:00



※苦情受付ボックスを正面玄関に設置します。

※相談解決の結果（改善事項）は口頭もしくは文章で責任者よりご報告申し上げます。

※以上の仕組みで解決できないご意見・ご要望は、青森県社会福祉協議会に設置された青森県運営適正化委員会「福祉サービス相談センター」に申し立てることもできます。

